

緊急時の対応

BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準

【地震による発動基準】

本性に定める緊急体制は、2府4県（京都、奈良、大阪、兵庫）において震度5強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、エリアマネージャー、事務長が必要と判断した場合、BCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

- ・大雨警報、洪水警報が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

行動基準

発生時の個人の行動基準を記載

平常時	日常点検 訓練／見直し 情報収集 情報共有
直後	命を守る行動（安全確保、避難）
当日	二次災害の対応（避難場所の確保） ◇情報収集 ◇支援体制確保 ◇連携 ・連携・CL連携 ・行政連携 ・取引先協力依頼 ・他法人連携 ◇情報発信 ・患者家族安否確認

災害時の本部体制と役割

災害時に事業計画に向けて、迅速に対応するために必要な体制を構築する。具体的な組織体制及び役割名、主な役割をいかに示す。

